

FAQ

No.	分類	質問内容	ご回答
1	全体事項	税務システムの標準化に際し、財政的な支援はありますか。	地方団体のシステム移行のために、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度第1次補正予算として、デジタル基盤改革支援基金（自治体情報システムの標準化・共通化分）が1,825億円計上されているのでご活用ください。
2	全体事項	自団体のシステムが標準仕様書に準拠しているかどうかの判定は、どのように行われるのでしょうか。	いつの時点の標準仕様書に準拠している必要があるのか、また、その確認方法や経過措置の設定の有無等については、総務省自治行政局やデジタル庁をはじめとした関係部署とも調整のうえ、今後、検討を進めてまいります。
3	全体事項	ガバメントクラウドの検討状況やその内容はどのようになっていますか。	ガバメントクラウドは、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に登録されたクラウドサービスの中からデジタル庁が、データセンタの国内要件等技術的要件を満たすものを調達することとされており、令和3年度及び4年度において、地方団体が安心して利用できるよう、先行事業を通じて非機能要件や費用対効果を検証する等を行っています。 詳細は地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条に定める「地方公共団体情報システム 標準化基本方針」を参照ください。

4	標準仕様書の内容	収滞納管理について、デジタルガバメント実行計画においては標準化の対象範囲（20 業務）には含まれていませんが、課税業務と同様、法的に標準仕様書への準拠義務が生じますか。	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」（令和4年政令第1号）及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」（令和4年デジタル庁・総務省令第1号）の規定のとおり、個人住民税や法人住民税などの税目に係る収滞納管理機能も標準化対象事務としています。 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条の規定では、標準化対象事務を処理する情報システムは標準化基準に適合しなければならないこととされており、上記収滞納管理についても標準仕様書への準拠義務が生じるほか、移行期限や財政措置等についても「20 業務」と同様の取扱いになります。
5	標準仕様書の内容	事業所税など標準化の対象となっていない税目については、標準仕様書との関係はどう捉えたら良いですか。対象外の税目のシステム調達については各地方団体の判断で標準準拠システム外のシステムを調達することとなりますか。 また、標準化対象外の業務の一部を、標準化対象業務と同一のパッケージで実現して良いですか。	「標準化の対象外」の税目に係る要件等については、標準準拠システムとは別に構築してアドオンするか、標準準拠システム外のシステムとして構築することになるものと考えており、その調達の仕方は地方団体の裁量によるものとなります。 また、標準化対象外業務の一部と標準化対象業務を、同一のパッケージで実現することは可能です。（デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」を参照ください。） ただし、ガバメントクラウドへのリフト対象要件については「地方公共団体情報システム 標準化基本方針」を参照ください。

6	標準仕様書の内容	標準仕様書の対象外にしているサブシステムの調達については、各地方団体の判断で標準準拠システム外のシステムを調達することとなりますか。	固定資産税の土地・家屋の評価システムや、課税イメージファイリングシステム、電話催告システムなどは標準化の対象外としています。 これらシステムに係る要件は「標準化の対象外」であるため、標準準拠システムとは異なるシステムとして、必要な要件を実装しても問題なく、調達も地方団体の裁量によります。 なお、業務効率化のために導入が考えられる RPA や AI/OCR などについても同様です。
7	標準仕様書の内容	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの収滞納の一元化や、事業所税、入湯税、たばこ税等の標準化対象外税目に係るシステムの一元化を想定している場合、当該科目に必要な機能の調達はどのようにしたらよいですか。	左記のような科目の収滞納業務の一元化に必要な機能は「標準化の対象外」であるため、調達は地方団体の裁量によります。 なお、税務における収滞納システムとして利用するパッケージに、標準化対象業務（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など）又は標準化対象外税目（事業所税、入湯税、たばこ税など）の管理機能がオールインワンで実装されていても問題ありません。
8	標準仕様書の内容	指定金融機関や収納代行業者、財務会計システムとのデータ授受について、地方団体独自の運用についてはどのように対応したらよいですか。	指定金融機関やコンビニ収納などの収納代行業者、財務会計システムとのデータ授受の具体的方法については、それぞれの団体の事情にあわせて実施いただくという認識です。 税務システムと外部システムとの連携方法については、デジタル庁において、API 連携等、必要な連携ができるようにする連携要件を検討しており、詳細は「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」を参照ください。
9	標準仕様書の内容	大量印刷・発送する帳票（当初課税時の納入通知書等）の印刷のソート順や山分けについてはどのように対応したらよいですか。	大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託事業者との取り決めや同封物の封入の有無など、それぞれの団体の事情にあわせて実施いただくという認識です。

10	標準仕様書の内容	税務システム等標準化検討会（第 1 回）において、「画面表示（画面遷移等）・専ら操作性」にかかる要件は標準化対象外になっていますが、どのようなものが該当しますか。	左記に示す要件は、カスタマイズの要因やデータ移行の阻害要因になっているとは考えにくいため、標準化の対象外としており、具体的には、以下のようなものを想定しています。 ➤ 対象者特定後、詳細情報表示をワンクリックで確認できるなどの画面表示に係る要件 ➤ 処理に注意が必要な対象者を色やポップアップで注意喚起するなどのユーザーインターフェースに係る要件 ➤ アプリケーション・画面を同時に複数起動できる、マウス操作だけでなくファンクションキーなどによって入力できるなどの操作性に係る要件
11	標準仕様書の内容	各地方団体が条例に定める独自の事務（十期割や集合納税方式等）がある場合、どのように対応すればよいですか。	独自事務のために必要な機能については、標準準拠システムにおいてパラメータ処理で可能とすることや、標準準拠システムとは別に構築して情報連携できるようアドオンすることにより実現することとし、標準準拠システムに対するカスタマイズを行わないこととしています。 ただし、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 8 条第 2 項で規定されているとおり、十期割や集合納税方式のように、標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認められるときであって、互換性が損なわれない限りにおいては必要最小限度の改変や追加を行うことができます。
12	標準仕様書の内容	今後、「標準仕様書に関連する記載が全くないが、運用上必要となる機能」が生じた場合、標準仕様書にない機能の追加は認められますか。その場合、どこまで認められるのか、具体的な範囲は示されますか。	税務システムの標準化においては、原則、パッケージベンダーが標準仕様書の機能等に準拠したパッケージを開発し、自らの団体に最適なものを選択して使用するものです。
13	標準仕様書の内容	パッケージベンダーより提供されるシステムが標準仕様に準拠しているかどうかは、どのように確認したらよいですか。	準拠性の確認方法については、地方税に限らず、全業務に関わる話であるため、デジタル庁や総務省自治行政局とも調整していきます。

14	標準仕様書の内容	パッケージによっては法人住民税の収納が課税側に実装されていたり、督促を滞納管理システムで行うことなども想定されますが、標準仕様書で定義される要件どおりに標準準拠パッケージが開発されるということでしょうか。	左記のような実装上の違いは認識しており、標準仕様書の要件が充足していれば、実現するパッケージの製品体系は問いません。
15	標準仕様書の内容	税務システムにおける宛名管理の要件定義は行われますか。	税務として管理すべき宛名管理に必要な管理項目等は標準仕様書の共通要件に記載しています。 また標準化対象業務全体に係る宛名管理機能については、デジタル庁による標準仕様書間の横並び調整方針に基づき、当分の間、標準化対象外とし、宛名管理システムは独自施策システムとして構築することとされています。
16	標準仕様書の内容	地方団体によっては、総合窓口による住民サービスを行っており、住民票や課税・納税にかかる証明を一つの画面から実施しています。このような窓口形態に必要な機能はどのように対応したらよいですか。	総合窓口における証明書発行一元化機能などについては標準化の対象外であり、当該機能の導入は、標準準拠システムとは異なるシステムとして、それぞれの団体の事情にあわせて実施いただくという認識です。
17	標準仕様書の内容	税務システムから 20 業務以外の庁内の既存システムとのデータ連携がある場合、どのように対応したらよいですか。	庁内の 20 業務以外の既存システムとの連携方法については、連携要件をデジタル庁において検討しており、税務システムと庁内の既存システムとの連携方法については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」を参照ください。
18	標準仕様書の内容	現行システムで利用している内部帳票が標準仕様書にない場合、どのように対応したらよいですか。	標準仕様書に定義される帳票で業務を運用していただく想定ですが、必要に応じて、標準化対象外とされた内部帳票を EUC ツールにてデータ出力していただくことは差支えありません。

19	標準仕様書の内容	標準オプション機能は、調達時に地方団体が求めてもよい機能ですか。どのベンダも当該機能を実装せず、大規模団体にとって必須の機能を満たすことができない状況が発生する可能性を懸念しています。	税務システムの標準化においては、原則、パッケージベンダーが標準仕様書の機能等に準拠したパッケージを開発し、地方団体は、自らの団体に最適なものを選択して使用します。「標準オプション機能」についても、パッケージベンダーが自ら解釈し、機能を実装するかどうかの判断を行うものとされています。 ご懸念のような状況が発生しないよう、関係者が集まって議論するかたちをとっており、引き続き、丁寧に議論してまいります。
20	標準仕様書の内容	課税資料チェックなどのエラーやアラート内容は地方団体によって差異が大きく、網羅的に定義するのは困難ではないでしょうか。	エラー・アラートに係る要件については、その概要のみを記載し、突合対象項目などの詳細までは標準仕様書に定義せず、参考資料として詳細条件を添付しています。 地方団体においては、システムに実装されたエラー・アラート機能を活用いただきますが、各団体の組織体制・業務状況等に応じて、エラー及びアラートの発出有無の選択や、エラーかアラートかの切替えを可能としています。
21	標準仕様書の内容	様式のレイアウトに合わせて、サイズ等を規定する予定はありますか。 (電子申請・申告を整備したとしても、地方税の申告においては、納税者が紙による手続きを選択することも多いと考えているため)	レイアウトを規定する外部帳票については、標準仕様書において、サイズを規定しています。原則A4 縦としていますが、帳票によっては視認性等に配慮し、A4 横等としています。
22	標準仕様書の内容	標準仕様書において、住民記録システムや国民健康保険、介護保険など、情報連携が必要な他システムとのデータ連携に関する標準仕様は示されますか。	20 業務のデータ連携については、デジタル庁が策定する「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」を参照ください。
23	非機能	税務システムのオンラインやバッチ処理の性能はどのように担保されますか。	オンラインリクエスト件数や通常時オンラインレスポンスタイム、バッチ処理件数や通常時バッチレスポンス順守度合いなどを指標とした非機能要件は、地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件」に規定されている要件等を満たす必要があります。

24	非機能	税務システムはマイナンバー系の事務であるため、二要素認証などの要件は定義されますか。	セキュリティについては、「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン」に規定されている要件等を満たす必要があります。
25	公開後の運用・改定	共通納税システムや税額通知の電子化など、大規模なシステム改修が見込まれるものは標準化との関係はどのようなになりますか。	不整合が生じないように、標準仕様書にも随時反映していく予定です。
26	公開後の運用・改定	税制改正や運用上の理由から、標準仕様書に機能等の記載追加が必要となった場合の手続きを教えてください。	税制改正や BPR に伴う業務フローや機能要件等の変更が行われることも想定されますが、地方団体の意見を伺いながら迅速に対応する仕組みを今後検討するなど、しっかりと対応していく所存です。
27	公開後の運用・改定	機能要件・帳票要件などの内容・解釈に疑義が生じた際、地方団体からは、どのような手段でどこに問い合わせを行う想定ですか。	統一・標準化の取組は地方団体の意見を伺いながら、地方団体と一緒に進めていく必要があると認識しており、問い合わせ対応の仕組みを検討するなど、しっかりと対応していく所存です。 また、地方団体からの問い合わせを一元的に管理するツールの準備を行っているため、そこから問い合わせしていただくことも可能です。
28	標準仕様書の内容	指定都市の帳票に係る要件（帳票要件、印字項目・諸元表、帳票レイアウト）はどのように定義されていますか。	指定都市市長から意見のあった要件を中心に検討し、結果を標準仕様書に取り纏めています。指定都市の帳票に係る要件として、「8-1_帳票要件（指定都市）_個人住民税」、「各税目の機能要件（指定都市）」、「帳票出力全般」に取り纏めています。
29	公開後の運用・検討	現行運用では、申告書等パンチデータの作成を外部に委託し、パンチデータを一括でシステムに取り込んでいます。取り込みデータのレイアウトは、標準仕様書で定義されますか。	外部委託に係る範囲は標準仕様書の検討対象外となります。パンチデータ等取り込みデータのレイアウトは、取り込み先のパッケージのレイアウトに合わせて運用してください。

30	公開後の 運用・検 討	現行運用では、外部委託している大量出力帳票の宛先部分（窓あき領域）に宛名番号や連番等の管理番号を印字し、引抜きに活用しています。地方団体の裁量で宛先部分（窓あき領域）に連番等の管理番号を追加できますか。	大量印刷・発送の際の対象物や条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件を設定することが想定されるため、このような条件設定については、本仕様書の対象外とし、各地方団体が個々の事情にあわせて実施することとしており、帳票印刷の外部委託に伴う引抜き作業についても、外部委託先にて実施している場合も多いことから、標準化の対象外としています。 印刷時に通知書等の帳票の枠外に引抜き用の連番を追加する等の対応を実施いただいても問題ありません。（窓あき領域に印字することも可としますが、標準化されている宛先部分の枠外に印字ください。）
31	公開後の 運用・検 討	通知書番号を構成する番号体系の一部や、帳票レイアウト外などに、便宜上、宛名番号を使用できますか。	宛名番号については、当該番号から個人情報特定できる可能性が高いため、宛名番号を帳票に明記することを禁止している団体もあることから、標準仕様書においては宛名番号の項目印字を定めていません。 なお、各団体の判断において、備考欄や帳票レイアウト外へ印字することは可能です。
32	公開後の 運用・検 討	標準仕様書にて封筒のレイアウトが定義されていますが、封筒サイズ等について地方団体の裁量で変更できますか。	標準仕様書に記載している封筒レイアウトについては、「参考」の位置づけの為、窓あき領域のサイズを含め、地方団体の裁量で変更いただいても問題ありませんが、宛名部分のレイアウトについては標準仕様書の定義の通りとなります。
33	公開後の 運用・検 討	省令様式がある帳票は、「省令様式を基調にしたシステムから印字する場合のレイアウト」の定義は出来ないでしょうか。 また、レイアウトの外にシステムから印字することは可能でしょうか。	省令様式の帳票レイアウトは、当該の省令や例規にて定義され、標準仕様書では定義せずにそちらを参照することとしています。 省令様式をシステムから出力する際、レイアウト外に管理用の情報を印字することは妨げません。

34	公開後の 運用・検 討	条例や規則で定められている帳票について、標準仕様書で帳票レイアウトが定められている場合、条例や規則を改正し、標準仕様書で定義されている様式を使用する必要があるありますか。	標準仕様書の帳票レイアウトで定義している帳票は、原則、標準仕様書の帳票レイアウトに合わせることにし、地方団体において、条例や規則等を改正することを想定しています。（地方税法施行規則により、地方団体の条例で定めることが許容されている様式についても同じです。） （自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書⑰条例・規則等改正を参照ください。）
35	公開後の 運用・検 討	標準仕様書に対応した帳票を調達するにあたり、現在定義されていない内部帳票等の印字項目・諸元表や帳票レイアウトを作成しますか。	標準仕様書の方針として、納税義務者や外部機関（金融機関等）が複数の地方団体から受け取ることが想定される帳票を中心に帳票レイアウトを定義しているため、それ以外の帳票については、原則、定義しないこととしています。 したがって、内部帳票については、原則、各パッケージ製品に実装されているものを使用することを想定しています。
36	公開後の 運用・検 討	都道府県や国の行政機関への報告等については、どのように対応するのかご教示ください。	左記報告等については、回答様式に頻繁な修正・変更等のある場合が多いことやそれぞれ実施時期が異なること、都道府県ごとで報告等の実施の有無や様式等に差異が存在すること等の問題から、要件を一意に定義することは困難であると判断しました。 例えば、現行運用においては、「固定資産の価格等の概要調書」は調査票の確定から調査の実施、都道府県への提出が4月～6月であるところ、「市町村税課税状況等の調」ではそれが6月～8月となっており、毎年の標準仕様書の改定サイクルを組み込むことが困難となってしまいます。 そこで、左記報告等については EUC 機能や外付けツール等による対応を基本とし、これらの報告等に必要なデータ等を仕様書に定義するとともに、当該データ等を抽出・出力できるよう EUC 機能を実装必須機能として規定しています。（なお、パッケージシステム内に、EUC 機能とは別に当該データ抽出・出力する機能自体を実装することも可能です。）

37	公開後の 運用・検 討	「実装必須機能」の一部について、当分の間、「標準オプション機能」へ位置付けられる項目がありますが、「標準オプション機能」が残ると、地方団体が必要とする機能をベンダが実装しない場合、団体にとって大きな負担となります。 「当分の間」とは、どれくらいの期間でしょうか。 また、今後、どのような対応をするのでしょうか。	標準仕様書における「実装必須機能」とは、標準的な地方団体にとって確実に実装する必要のある機能を指します。 ただし、地方団体の人口規模や組織体制に応じて各事業者における実装状況にかなりの差異がある機能については、当分の間（一般的なシステムの更改期間である概ね5年程度を想定）、「標準オプション機能」としつつ、標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しました。 「実装必須機能中、当分の間、標準オプション機能」に位置づけられている項目については、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、今後、解消を図る予定です。
38	公開後の 運用・検 討	帳票への印字項目について、略称での印字をしている帳票がありますが、略称の印字は地方団体の裁量でできますか。	地方団体の裁量において、略称での記載は可能です。
39	標準仕様 書の内容	本編の表_「標準様式・帳票・共通項目」の項番2「旧氏・通称型」と項番5「宛名氏名型」に通称名の記載があります。 本名と通称名はどちらが優先されますか。	住民記録システム標準仕様書【第3.0版】に準じて、「氏名優先区分（例：外国人住民について、郵便物の送付先・証明書等の氏名の記載として通称のみを希望するか、本名のみを希望するか。）を管理できること。」を標準オプション機能として定義しています。（税務共通1.1.1.8.宛名管理を参照ください。） また、当該の標準オプション機能を実装しない場合は、デフォルトでは通称が記載されます。（住民記録システム標準仕様書【第3.0版】1.1.19.氏名優先区分を参照ください。）
40	公開後の 運用・検 討	帳票への印字項目について、諸元表の備考欄に「プレプリント可」と記載されている項目以外のプレプリントはできないですか。	必ずしもシステムで印字する必要のない定形的な項目について、現行の各地方団体での実装状況に鑑み、主なものを諸元表の備考欄に「プレプリント可」としているため、特段の明記のないものについても、プレプリントを前提とした実装をしていただくことは可能です。 ただし、プレプリントでの実装を実現するために、システムのカスタマイズ等を実施することはできません。

41	標準仕様書の内容	帳票印字項目・諸元表に準拠した帳票が標準仕様書で定められている帳票レイアウトでは実現できない場合、帳票レイアウトの項目の幅等を調整することは許容されますか。	各項目間の位置関係など、帳票レイアウトと大幅な差異がなければ、幅等の完全準拠を要求するものではないため、印字項目・諸元表で定めた項目から帳票を実装するにあたり幅等を調整することは可能です。
42	標準仕様書の内容	税務共通要件はその他の税目及び収滞納管理と同様に独立した業務として定義されていますか。	税務共通は個別の業務ではなく、各税目及び収滞納管理で横断的に必要となる税務業務に共通する要件について、メンテナンス性向上を目的に便宜上まとめて資料化しています。 したがって、単独で税務共通システムの構築を指定するものではありません。(本編:参考 業務概要(全体図)及びシステム構成図) 参照)
43	標準仕様書の内容	パッケージベンダーによっては、標準仕様書の実装必須機能の一部について標準化対象外システムで実装し、「標準化対象システム+標準化対象外システム」の組み合わせで標準仕様書の機能を実現することがありますが、その実現方法は許容されますか。	地方税業務では標準化対象外システムを含めた複数システムで標準仕様書の機能を実現している実態が多いことを踏まえ、税務システム標準仕様書に定める実装必須機能については、「標準化対象システム+標準化対象外システム」の組み合わせによる実装は許容されます。 なお、標準仕様書の機能をどのように実装するかはそのベンダーの選択であることから、一つのベンダーが責任を有する状態(※1)、有さない状態(※2) いずれであっても可能となります。 (※1) 標準化対象システム A 社+標準化対象外システム B 社(A 社が1つのパッケージとして販売) (※2) 標準化対象システム A 社+標準化対象外システム B 社(A 社、B 社個々と契約)

44	教示文について	教示文の文字数が不足している場合や、教示文の印字項目がない帳票に教示文を記載したい場合はどうすればよいでしょうか	教示文の文字数が不足している場合について、標準仕様書では印字領域に収まる一般的な文字数・文字の大きさを想定していますが、現行の教示文の文字数が超過する場合は文字数を見直す、教示文をプレプリントで印字するなどの対応をいただくことを想定しています。 印字項目がない帳票に教示文を記載したい場合は、プレプリントで印字するなどの対応をいただくことを想定しています。
----	---------	---	--